

あなたの「空き家」登録しませんか？

全国の「田舎暮らし」希望者に、あなたの空き家を紹介します。

来てみらいん！くらしたい栗原

住まいる栗原ホームサーチ事業

空き家バンク制度

栗原市では、空き家を有効活用し、栗原市への移住及び定住を促進することを目的に、

空き家バンク制度を開設しています。

空き家バンク制度は、「売りたい・貸したい人」と「買いたい・借りたい人」との出会いの場です。

01

安心した取引のため、契約の際は不動産業者の仲介をお勧めします。

02

情報提供を目的としているため、仲介、斡旋等はありません。

03

空き家の状態等によっては、登録できない場合があります。

売買契約例



売買契約例



＼買いたい・借りたい／



利用希望者

利用申込

情報提供



空き家バンク

募集

情報提供

＼売りたい・貸したい人／



所有者



栗原市役所企画部企画課

定住戦略室

所在地：宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

メール：teijyusokushin@kuriharacity.jp

電話番号：0228-22-1125

(電話受付/土日祝日を除く午前8時30分～午後5時まで)



申請様式はこちら 物件情報はこちら

住まいる栗原ホームサーチ事業（空き家バンク制度）

1 空き家登録（空き家を売りたい方）

（1）対象物件

- ・市内に存在し、個人が居住を目的として建築した建物（土地含む）で、現在居住していない（近く居住しなくなる）もの
- ・住居として居住可能なもの（台所、風呂、トイレ、寝室が整っていること）
- ・店舗等併用住宅も可（ただし、居住面積が十分確保されていること）
 - ※アパート等、借家として建築したものは不可
 - ※空き家の状態によっては、登録できない場合があります。
- ・住宅内が片付いており、大きな修繕を必要としないもの
 - ※住宅内の片付け
仏壇、布団、食器など生活感の出るもの。タンスや電化製品など大きな家具においては、片づけを必須としておりません。
 - ※大きな修繕
屋根がない、窓がない等、家として使用することが出来ず大改修を必要とするもの。

（2）申込にあたり

- 申込者は、空き家の所有権、または売却もしくは賃貸を行うことができる権利を有する方
- ※あっせん及び仲介等を目的とした業務を行う方は対象外
 - ※所有者が複数いる場合は、全員の同意が必要

（3）申込方法

次の書類を総合支所または企画部定住戦略室に提出してください。

- ・提出書類
空き家情報登録申込書（様式第1号）
固定資産情報調査同意書（様式第2号）
平面図または間取りが分かる書類（任意様式）

（4）契約までの流れについて

申込み → 現地による写真撮影及び聞き取りの調査 → 市で作成した空き家カードを確認・登録 → 利用希望者へ空き家カードを配布し、内覧又は交渉がある場合は、直接本人同士でやりとりしていただきます。

2 空き家登録（空き家を買いたい方）

（1）対象者

- ・空き家に定住、または定期的に滞在しようとする方
- ・登録空き家の転売及び転賃を目的としない方

（2）空き家登録の特典

- ・空き家物件の詳細情報の取得
- ・空き家物件の下見
- ・空き家所有者との交渉・契約

（3）申込方法

次の書類を総合支所または企画部定住戦略室に提出してください。

- ・提出書類
空き家利用登録申込書（様式第9号）
誓約書
免許証のコピー等、身分を証明できる書類

（4）契約までの流れについて

申込み → 利用者登録 → 空き家カードを受け取り、気になる物件を指定し、定住戦略室へ連絡 → 所有者と連絡先を交換し、内覧又直接本人同士でやりとりしていただきます。